

金融サービス立国の方向

主席研究員 鈴木博

昨年 12 月に金融庁は 2005 年度からの 2 年間を重点強化期間とする「金融改革プログラム - 金融サービス立国への挑戦 -」を発表した。本プログラムは、不良債権処理の促進を主要テーマにした 2002 年 10 月公表の金融再生プログラムに続くもので、今後の金融行政の指針を示したものである。

「金融改革プログラム」においては、第一に、活力ある金融システムの創造を目的として、民間活力を引き出すことによる利用者利便の向上と利用者保護ルールの徹底、IT の活用等による競争力強化や市場インフラの整備、国際的な金融規制の緩和を背景にした金融の機能分化や金融コングロマリット化等に対応する制度整備などが掲げられており、第二に、地域再生や地域活性化に貢献する金融システムの構築、第三に、信頼される金融行政の確立が打ち出されている。こうした改革を進めるための具体的対策として、公平なルールに基づく競争促進のための規制緩和や、利用者保護のための投資サービス法の制定、金融コングロマリット法制の整備検討などが示されている。

第一の分野における利用者利便の向上とは、具体的には、銀行、証券、保険などの多様な金融商品が、ワンストップショッピングのような形で利用者ニーズに応じて提供され、新株あるいは社債の発行や借入れなどの資金調達手段が企業等のニーズに応じて総合的に提供されること、IT 等の活用により資金決済や資金の預け入れ、借入れ等の手続きが一層簡便化されることなどを意味するものと考えられる。こうした金融業務が行われるには、銀行、証券、保険などの業務に関する規制のさらに一段の緩和、高水準のシステム投資等に耐えうる資本力の醸成などが必要である。これらを遂行する主体として、メガバンクを中心とする金融コングロマリットなどが想定され、今後は、こうした動きに対応する法整備などが検討されていくこととなる。金融コングロマリットについては、これまでも利益相反行為や抱き合わせ販売などの弊害が指摘されてきたが、投資サービス法の制定などによって弊害防止措置が講じられていくものとみられる。第二の地域金融の分野では、リレーションシップバンキングの継続を基本に、地域の特色やニーズに応じた融資手法の多様化や直接金融市場の一層の活用、競争を通じた地域金融機関の経営力強化などが図られていくこととなる。

米国では、銀行、証券、保険業務などの兼営を認めた 99 年のグラム・リーチ・ブライリー法の制定に前後して、シティグループや JP モルガンチェースなどの巨大金融グループが形成され、欧州でも 90 年代以降 ING グループや HSBC グループなどが登場し、これらは、主要な国際金融市場や各国の金融市場においてその存在感を高めてきた。一方、日本の金融機関は、この間不良債権処理などの後ろ向きの対策に追われ、全国銀行の海外支店数もこの 10 年間で約 3 分の 1 に縮小するなど海外業務からの撤退が目立った。

大手行を中心に不良債権処理にほぼ目処がつき、競争力向上などに本格的に取り組める状況になった現在において、利用者利便の向上を中心に置いた競争政策の推進は、基本的に妥当なものと思われるが、金融機関間の競争が国内を主体にした競争にとどまり、中小金融機関の淘汰を増やすだけのものであってはならない。インフラ整備や金融技術力の向上等によって東京市場に海外からの金融業務を取り込んでいくことや、和製金融コングロマリットによる海外でのプレゼンスの向上など、金融業におけるパイの拡大をめざすものであるべきであり、それが真の金融サービス立国につながるものと思われる。